

第6回 債務調整等に関する調査研究会

【開催日時等】

開催日時：平成20年10月2日（木）10：00～12：00

場所：総務省地下1階 総務省第2会議室

出席者：宮脇座長、赤井構成員、泉澤構成員、大西構成員、木村構成員、
佐々木構成員、白川構成員、辻構成員、中島構成員、橋本構成員、
菱田構成員
久保自治財政局長、細田審議官、平嶋財政課長、佐々木公営企業課長、
黒田地方債課長、高田財務調査課長、濱田地域企業経営企画室長他

【議題】

- (1) 土地開発公社に関し、総務省からのヒアリング
(伊藤 信 総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長)
- (2) 金融機関ヒアリング
- (3) 平成19年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（速報）
- (4) 意見交換

【配付資料】

資料1及び2

【概要】

< 議題(1) 関連 >

- ・土地開発公社経営健全化団体の指定を受けた団体は明らかにほかの団体よりも保有する土地の額等が減っているということで、この効果はあったものとする。
 - ・健全化団体は、起債を認められるが、起債をして債務が増加する一方でより一層の行革を行っているか、全体の債務の額が増加していないか。
 - ・健全化対策を講じるに当たり財政的余裕のない団体に対して、方策の助言等行うといった対策を講じる考えはないか。
 - ・土地を有効活用する観点から、民間活力を導入する方法を検討しているか。
 - ・健全化団体の債務の動向についての調査は行っていない。助言については、毎年のヒアリングにおいて実施している。
- 民間の活力の観点から、土地を賃貸し収入の確保を図っている公社もある。
- ・土地開発公社の財務諸表がどの程度信憑性があるのか確認する必要があることから、正常な開発期間が5年であるということがどの程度浸透しているか教示願う。新たな会計基準を適用する助言は行わなかったか。
 - ・新たな会計基準の適用に当たっては、新基準発出通知の中で、新基準の適用が困難な場合は当分先送りしてもいいという趣旨での経過措置的扱いとしている。毎年のヒアリングの中で、新基準の適用については条件が整い次第適用するよう助言等を行っている。先送りの理由としては、会計ソフトをあわせて導入するときに新基準を適用

するということが挙げられる。新基準を適用している数については徐々に増加している。

- ・ 1号土地として買ったが、それが塩漬け状態で超長期になってしまっている例があり、その土地を利用、管理運用するかという問題がある。1号土地が、2号土地と同じような運用はできないという助言があると聞いているが、定借で1号土地を貸すことはできるのか。
- ・ 1号土地については、定期借地権を認めていない。
- ・ 破産能力は認めずに、起債もさせないというのは、理解できない。

< 議題 (2) 関連 >

- ・ 地方公共団体の財政状況についてどういうデータで判断をされているのか。
- ・ 地方公共団体における将来性についての判断はもともと甘く、一度も黒字を出さないうで破産とか、倒産したという三セクが多くある中で、三セク・公社の貸し付けについては、民間企業と同じ目線で見ているのか。
- ・ 地方公共団体が損失補償を履行することになると、今度は地方公共団体自体が破綻しそうだという状況が起きていると思うが、銀行としての株主責任等の問題もある中で、そういう場合どのような対応をされるか。
- ・ 地域における公益的な役割に関してどのような考えをお持ちか。公益的役割があれば、地方公共団体とネゴシエーションしながら、民とは違った視点も入ってくる可能性はあるのか。
- ・ どちらかというところ地方銀行のほうが地方経済に密接に関係があるという印象だが、三セクへの融資で都市銀行と地方銀行との違いがあるのか。

< 議題 (3) 関連 >

- ・ 公立の病院は、標準財政規模に比べても、結構大変な資金不足に陥っている。一般会計からの補助金もだんだん乏しくなってくるということで、公営病院に係るこの結果は非常に厳しい状況を示しているという印象である。
- ・ 公立病院に限らず、全体の病院を取り巻く医師確保の問題とか、診療報酬の問題といった点も含めて対応していかなければいけない。